

沖縄県小児科医会へのいざない



沖縄県小児科医会 会長 具志 一男

沖縄県小児科医会は、昭和40年に発足、今年で47年目を迎える。本会の事業は、

- (1) 小児科に関する学術の向上研究、
 - (2) 小児科診療医業の向上研究ならびに普及啓発、
 - (3) 小児保健、小児医療の推進、
 - (4) 会員相互の親睦、連係及び扶助
- などをおこなっている。

小児科学会とは少し異なり、実地医家の視点からコモンディジーズや予防接種など、小児医療から保健・福祉について、活動している。小児救急や流行性の疾患は、病院小児科医も患児を通して共通の課題を抱えており、認識を共有して対処している。現在、病院小児科医は会員の半数以下であるが、さらなる加入を期待している。普段の診療では、定期や任意予防接種を行い、乳幼児健診への参加で、小児保健へも貢献している。

医会では、年1回の総会と特別講演、2ヵ月毎の研修会を中心に学術の向上を図っている。昨年の特別講演会は、「“小児科医”の粋(いき)を極める」ということで、山口県たはらクリニック田原卓浩先生に講演をしていただいた。研修会は主に県立南部医療センター・こども医療センター講堂で行われ、平成23年度は以下のような、内容の研修会が行われた。

平成23年4月13日(水)

演題：「当院における小児睡眠時無呼吸症候群の現状」

平成23年4月21日(木)

演題：「東日本大震災における緊急研修会」

1. 現地における医療支援報告
2. 子どもの心のケアについて

3. その他

平成23年8月10日(水)

演題：「渡航ワクチン：米国のワクチン事情」

平成23年10月12日(水)

演題1.「日本脳炎の1歳男児例」

演題2.「赤ちゃんより始める禁煙活動」

平成23年12月14日(水)

演題1.「当院における乳幼児百日咳の検討」

演題2.「アトピー性皮膚炎の治療」

研修会では、1時間ほどの発表に対し、30分もの活発な質疑が行われることもしばしばである。10月からは、1回に2演題とし、多様な内容に対応している。

沖縄県小児科医会報を年1回発行し、上記の講演会や、研修会のまとめ、全国レベルの研修会の報告や会員の随筆などが載っている。

昨年から、新年会に、小児科後期研修医を招待し、小児科医会の紹介と交流を行った。

小児科医会及び理事会のメーリングリストを運用し、最新情報の提供や質疑応答、議論を行うこともある。他県の小児科医会報のPDFファイルを作成し、CD-Rで提供している。

はしかゼロの活動も、沖縄県はしかゼロプロジェクト委員会の構成メンバーとして積極的に参加している。全国組織の事務局も会員が行っている。3月の予防接種週間以外にも、はしかゼロプロジェクト週間のある5月にMRの日曜接種を県医師会とともに行った。

以上、沖縄県小児科医会の活動を案内した。日本小児科医会との連携した活動もあり、小児医療・保健・福祉について総合的な視点から活動している。

皮膚科医会の紹介



皮膚科医会 会長 神山 琢郎

皮膚科医会は総勢36人の開業医主体の会となっています。

同じ開業医同士ですので、利害のぶつかり合うこともあると思われませんが、至って仲の良い気持ちの良い会となっています。会の活動内容としては、まず月に一回の情報交換会が挙げられます。保険点数の改定後の問題や、新たに導入された機器の有用性、新薬の効果等、その時々で話題になっている情報を会員同士で交換し合っています。ざっくばらんな会ですので皆さんの本音が聞けて、大変ためになっています。

また、琉球大学の先生を中心に月に一回勉強会をやっています。本土から高名な先生をお呼びし講演会をしていただいたり、若い先生を主体に症例報告会などを行ったりしています。講演会では遺伝子やタンパク質など基礎医学的な研究から実際の臨床についての最先端の医療を勉強することができ、また症例報告では私たち開業医の紹介した患者さんが実際どのような治療を受けてきたかを知るいい機会となっています。

学校保健にも力を入れており、疥癬や頭ジラ

ミ、学校伝染病など学校側から要請のあった場合講演会を行ったり、直接指導をしたりしています。学校保健における皮膚科の役割は大きく、現場から皮膚科の立場によるアドバイスを求める声も最近増加していますので、もっと学校保健へのアプローチを密にしていく必要性を感じています。

また、毎年11月12日をいいひふの日と定めて、広く市民の方をお招きし、皮膚の日講演会を開催しています。本土から講師の方を招いたり、大学の先生方に講演をしてもらったりした後に、一般市民の方々に質問をいただき普段の診療の場ではなかなか聞けない有用なご意見を頂戴しております。皮膚科の役割を一般の方々に理解していただくいい機会ですので毎年楽しみにしています。

今現在皮膚科医会では以上のような活動を行っています。

少しでも皮膚科医としての能力があがっていき、一般の人々にとって敷居の低い場所であるよう研磨していきたいものです。



最近の沖縄県産婦人科医会の情勢について



前日本産婦人科医会沖縄県支部長 高良 光雄

これまで沖縄県産婦人科医会に理事として長年携わり、この度、4年間の短期ではありましたが産婦人科医会支部長の役務を辞しましたので、当会にまつわる最近の情勢について報告させていただきます。

沖縄県における産婦人科医師団体組織は、琉球大学産婦人科学教室を中心にした産婦人科学会（会員数200名・平成23年3月）と開業医中心の産婦人科医会（会員数117名）で構成され、医会は医師会、周産期ネットワークで小児科と連携し、助産師会と関わりながら、県や市町村の健診事業や予防接種事業、性教育、性犯罪で学校や警察と協力して多くの事業を展開しています。また周産期に関わる産科医師や小児科医師の絶対数の不足は長年改善されておらず、沖縄県における周産期医療体制は薄氷を踏む思いの診療体制が背景に在ると考えて良いかと思えます。このような状況のなかで多くの制度が持ち込まれ、公的事業が展開されました。

1. 保助看法下での内診問題

平成16年、保助看法に関する厚労省医政局看護課長再通知で、産婦に対する看護師による内診は、診療の補助行為ではなく、助産であると断定され違法とされたために、当該産科医は罰金刑と医業停止の行政処分されたことが相次いだ。警察の捜査介入を阻止するための法改正は極めて困難なため、平成19年3月厚労省は医政局長と分娩関係4団体との会談で看護師は自らの判断で分娩の進行管理はせず、医師、助産師の指示のもとで補助行為を行うことを認め合意した。

2. 大野病院で医療事故による医師逮捕

平成19年2月大野病院産婦人科医師が業務上過失致死と医師法21条違反で逮捕された。この事例は果たして過失致死にあたるかという問題と、異常死として届け出義務が滞ったことで医師法21条違反とされた。医療行為に関連した死亡を「過失の有無にかかわらず異常死として警察に届け出る」という学会のガイドライン発表が根源になっている。届け出たら重大な医療過誤を疑われ、業務上過失致死を問われる危機感が全国的な運動へ広がり、平成20年8月、14回の公判の後無罪判決が言い渡された。

3. 県立看護大学別科助産専攻科の設置

平成14年県立沖縄看護学校の閉校により助産師不足の危機感が俄かにクローズアップされた。関係する多くの団体の努力により、平成20年度より県立看護大学に別科助産専攻科として併設され毎年20人の助産師を養成することが可能になった。5年間の時限措置であったが更に猶予年間延長が認められた。

4. 妊婦公費検診回数の拡大・充実

女性の社会進出により、高齢妊娠、出産とハイリスク妊産婦の増加、少子化と共に社会問題化され平成20年度より公費による妊婦健診を2回より5回に拡大した。公費は一般財源化されたため、予算の執行は各市町村の力量に伴い、健診内容が全国的に大きな格差が生じた。更に厚労省は安心して出産出来るように、健診回数を全14回と拡大した。費用は国庫補助と地方財政処置で負担し医療機関が委託実施する仕組みではあるが、健診内容が必ずしも安全な

妊娠分娩をカバーしている訳ではない。

5. 産科医療補償制度

平成21年1月より発足した産科医療補償制度は、脳性まひ児が発生した時に殆ど100%訴訟が起き、裁判が長引き、そのうえ7割以上が敗訴となり、1億数千万円に及ぶ賠償金が課せられる場合もあり医師の受けるダメージは極めて高い。被害者を救済し、原因を分析し、再発予防と早期解決から紛争を防止する事が急務となった。産科における脳性まひ児のみを対象にした国の社会保障は不可能なため民間保険とする。補償対象は妊娠28週以降、2,000グラム以上で出生し、身体障害等級1級、2級に相当する児で、児が20歳に至るまでに総額2,400万円が支給されることになっている。

6. 分娩費の公的補助

平成21年10月、手元にお金がなくとも安心して妊娠・出産が出来るような少子化対策は国家100年の大計として出産育児一時金39万円に産科医療補償制度加入の3万円の計42万円が被保険者に支給される直接支払制度が発足した。保険者は協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険の3者で、各医療機関は保険者に分娩費用を代理申請し支払基金を通して各医療機関に掛った費用分が振り込まれることになる。

7. 公益財団法人おぎゃー献金基金及び公益社団法人日本産婦人科医会がそれぞれ平成22年10月、および平成23年3月に公益化が認定された。

○産婦人科医会の大きな事業の一つに重症心身障害児救済支援のためのおぎゃー献金推進事業があります。平成21年度末には全国の献金総額は52億9千万円に達し、献金は障害児を収容する施設と障害発生を予防する研究機関に贈られている。沖縄県では正式には昭和41年度より発足、総額1

億4千600万円のうち7千400万円が述べ46重症心身児施設へ贈呈されている。沖縄県は会員当たりの献金額が全国的にトップ3という輝かしい実績が長年続いている。

○社団法人日本産婦人科医会は事務職員による不正経理が発覚したことから、当分の間公益法人化は無理という認識が専らでしたが、各界への精力的な働きかけで予想より早く公益化が認定された。これにより各支部の本部との切り離し、支部名称の変更、定款の変更が余儀なくされた。

8. 平成22年10月30～31日、日本産婦人科医会九州ブロック協議会当地開催

9. 母体保護法

産婦人科医会の最大の懸案であった改正母体保護法が平成23年6月に成立した。

この度の法改正で母体保護法指定医師指定権が各都道府県の公益社団法人医師会が指定権を有することになって、公益法人化が出来ない一般社団法人医師会には指定権がなく指定医師のいない空白地帯が発生するという母体保護上極めて憂慮すべき事態を招くことになる。法改正は殆ど不可能なため、法改正施行の際に指定を行っていたものを指定主体とし、指定医師の業務報告を毎年厚生大臣に報告するという文言を附則に追加することで最終的に双方の合意が成立した。

10. その他

沖縄県の低出生体重児の出生率の高さは長年に亘って改善されず、これらに関連するハイリスク妊娠や分娩を扱うためには産婦人科医、小児科医、那覇市医師会のNICU空床情報の提供など周産期ネットワークの強い連携で推進し、中北部地区は県立中部病院を本拠地として母体搬送、新生児搬送を滞りなく行って来た功績は全国的に見ても誇れるものがあります。